

平成19年8月29日

国保連合会からのご連絡

障害者自立支援給付支払等システム稼動に係る補足説明 (平成19年10月処理以降)

・今回配付した資料について(2種類あります)

1. 事業所毎(封筒ラベルに事業所名称の記載がある)の資料
 - ・障害福祉サービス費の請求に必要となるCDや資料が入っております。各事業所に1部となります。
2. 同一法人(封筒ラベルに事業所名称の記載がない)の資料
 - ・茨城県に報告を行う申請内容の確認用紙や共同受付センター・国保連合会への届出等に必要となる書類が入っております。法人毎に1部となります。

・請求・支払の日程について

請求については、現行どおり毎月1日～10日の間、24時間受け付けを行います。
(土・日・祝祭日を問わず稼動いたします)

請求先は「共同受付センター(全国に一箇所)」に、請求方法は「インターネット限定」に、「県外利用者の請求も一括で送信」に変わります。

また、支払については、時期が早まり月末(28日頃)から15日の振込に変わります。

・電子請求受付システム導入等について

1. 電子請求受付システムに使用するID・パスワード等のお知らせについて

今回配付した「電子請求登録結果に関するお知らせ」、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届出」、「電子請求受付システムアドレス通知」については、つぎのとおり取り扱い願います。

「電子請求登録結果に関するお知らせ」について

「電子請求受付システム導入マニュアル」に基づき、29ページの共同受付センターにログインを行う際必要となるものです。

8月29日の午後10:00～30日の午前6:00までの間については、サーバ保守により共同受付センターのシステムが一時停止いたします。申し訳ありませんが、アクセスについては上記以降に願います。(土・日・祝祭日を問わず稼動しております)

「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届出」

介護給付費等の振込みを行う際必要となるものですので、指定する金融機関等の情報を記載のうえ本会宛に原本を返送願います。(9月12日まで)

「電子請求受付システムアドレス通知」

共同受付センターにアクセスする際に使用するアドレスです。

2. 電子証明書の取得について

インターネット請求を行う際、セキュリティ対策として専用認証局から電子証明書を取得いただく必要があります。

証明書の発行には手数料【2,600円(1年間有効)】がかかります。かかる手数料の支払については、請求された介護給付費(貴事業所への支払額)から相殺されますので、別途、本会宛にお支払いただく必要はありません。(但し、代理請求の場合を除きます)

3. 代理請求について

同一法人内に複数の事業所がある場合、本部等「一箇所」で複数事業所の請求を行うとき、その「一箇所」が代理人となり複数事業所を一括して請求できるシステムですが、その際、代理人がひとつの電子証明書を取得することで、複数事業所にかかる請求を行うことが可能となります。なお、証明書発行の手数は【2,600円(1年間有効)】となりますが、必ずしも、事業者が代理人とは限らないことから、その手数料の支払いは、介護給付費との相殺ではなく、本会指定口座へ振込の取り扱いとなります。

. 請求いただく内容について

「介護給付費・訓練等給付費等明細書、サービス利用計画作成費請求書」「サービス実績記録票」「利用者負担上限額管理結果票」の3種類を、共同受付センターに。(「サービス実績記録票」「利用者負担上限額管理結果票」の2票については、紙帳票から磁気データでの請求に変更となります。)

なお、「激変緩和加算に係る利用実績記録票」「受給者証の写し(短期入所の利用が決定支給量の上限に達した場合)」については、事業者から各市町村宛に直接提出(現時点での予定)願います。

. 伝送通信ソフト(簡易入力機能)CDの配付について

伝送通信ソフト(簡易入力機能)については、電子請求受付システムからダウンロード

ードすることも出来ますが、今回、CDに収録し各事業者に配付いたします。

操作に必要なマニュアルについても、CDに収録されておりますので、参照いただき必要に応じプリントのご対応をお願いいたします。

これらのマニュアルを閲覧するためには、「アクロバットリーダー」というソフトが必要となります。このソフトもCDに収録してありますので、パソコンに入っていない場合はインストールのうえご使用願います。

・平成19年8月以前サービス分の請求、支払について

平成19年8月以前分については、平成19年10月処理以降も月遅れ請求及び月遅れ過誤の対応を行うために、平成20年3月処理まで旧システムを引き続き稼働いたします。(平成19年4月処理以降に平成19年8月以前分請求等が発生した場合、その対応は联合会ではなく事業者と市町村間での調整となります。)

本会では、出来る限りその間(平成19年10月～平成20年3月処理の間)に月遅れ及び月遅れ過誤の対応を行いたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。但し、平成19年10月処理(平成19年9月サービス提供分)については、新システムでの初めての処理となることから大きな混乱が予想されます。そのため、平成19年10月処理では、平成19年8月以前サービス提供分について過誤調整及び月遅れ請求を受付けないことにより少しでも混乱の緩和と円滑な支払を優先したいと考えております。その際は、誠に申し訳ありませんが平成19年10月処理時に過誤調整及び月遅れ請求をされませんよう事業者皆様のご理解ご協力をお願いいたします。(翌11月処理時点からは、お受け出来るよう対応いたします。)

なお、平成19年10月～平成20年3月処理の間の帳票については、取り扱うシステムが異なることから平成19年8月以前分と平成19年9月以降分が、別の帳票として作成されますことをご了承願います。

・過誤調整について

運用は現行と同様に“同月過誤”(事業者から市町村に過誤申立書を提出 市町村から联合会に月初に「過誤申立書情報」を伝送 事業者から対象となる明細書を請求 同月内で相殺)の取り扱いとなります。

その際、市町村からの「過誤申立書情報」により、自動的に「サービス実績記録票」は明細書とセットで過誤扱いとなりますので、事業者側では明細書とサービス提供実績記録票をセットで提出願います。(セットでの提出がなされませんと返戻の取り扱いとなります)

但し、「利用者負担上限月額管理票」については、市町村からの「過誤申立書情報」

と連動いたしませんので別に事業者から本会に『修正』のデータを送信いただく必要
があります。

・帳票見本等にかかるホームページへの掲載について

今回配付いたしました資料・帳票見本等につきましては、本会ホームページに掲載
いたしますので、ご参考に願います。

・システム等にかかる問い合わせについて

電子請求受付システムに関するもの = 問い合わせ票を用いてヘルプデスクへ、また
は国保連合会宛に「FAX 問合せ票」をお願いいたします。

【問合せ先】

〒310 - 0852

茨城県水戸市笠原町 978 番 26

茨城県市町村会館内

茨城県国保連合会 介護保険課 自立支援係

担当：大友、田中

TEL029 - 301 - 1566/FAX029 - 301 - 1579

E-mail:kaigo@ibaraki-kokuhoren.or.jp